

# 高齢者等居住 改修住宅の 固定資産税の 減額について

左記の要件を満たす方で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分限り、一戸当たり100㎡分までの固定資産税(家屋分)の3分の1相当額が減額されます。

## 家屋の要件

平成19年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)ただし、併用住宅などの場合、住宅部分が全体の床面積の2分の1以上であること

## 対象家屋

次のいずれかの方が居住する住宅

65歳以上の方  
要介護認定または要支援認定を受けている方  
障害のある方

## 対象工事



次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの

- 廊下の拡幅
  - 階段の勾配スロープの緩和
  - 浴室の改良
  - 便所の改良
  - 手すりの設置
  - 床の段差の解消
  - 引き戸への取替え
  - 床表面の滑り止め化
- 次に該当する場合は減額を受けることができません。  
新築軽減やその他の固定資産税の減額等の適用を受けている場合  
すでに高齢者等居住改修住宅の減額の適用を受けた場合  
申込 改修工事後3か月以内に必要書類を添付し、税務課固定資産税係へ申告書を提出(申告書は役場税務課にあります)
- 税務課固定資産税係内 2153 または 2154

お済みですか？

## 狂犬病 予防注射

昨年、私たちの国では不幸なことに、2名の方が狂犬病で亡くなりました。

狂犬病は発病後では有効な治療法がなく、ほぼ100%死亡する大変恐ろしい伝染病です。犬を飼われている方は、社会に対する責務として、犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けてください。

町では、4月に同注射を実施

施しましたが、まだお済みでない方は6月30日までに、かかりつけもしくは、最寄の動物病院で予防注射を受け、環境対策課にて所定の手続きを行ってください。

なお、下記の動物病院では6月30日までの間、集合注射と同等の扱いによる予防注射、登録、注射済票の交付手続きを行うことができます。犬の所有者が替わったとき、飼い主の住所または、犬の所在地に変更があったときは環境対策課までご連絡ください。

環境対策課環境対策係内 2253

上尾伊奈獣医師協会

動物病院名	住所	電話番号
加藤動物医院	伊奈町小室6030	721-1638
石井どうぶつ病院	上尾市中分5-230	786-4368
井上動物病院	上尾市小泉377-97	726-0090
かない動物病院	上尾市平塚2013-3	771-8022
かわぐちペットクリニック	上尾市今泉264-2	781-2257
かんだ動物病院	上尾市上尾村956-5	777-2555
動物病院くまごろう	上尾市柏座2-3-10	771-6437
藤倉獣医科医院	上尾市向山1-60-36	781-5577
政木どうぶつ病院	上尾市上町1-9-3	771-0111

## 町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 7月2日 町県民税 1期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

平成19年度から、税源委譲により住民税の税率が変わりますので、税額をよくご確認のうえ、納期内に納付くださいますようよろしくお願いいたします。

納期限を過ぎての納付については、延滞金がかかりますので、ご注意ください。

収税課内 2143

## 小規模契約希望者登録制度について

町では、町内業者への受注機会の拡大を目的とし、小規模な工事等(50万円以下の建設工事全般)の契約を希望する町内業者の登録を随時受け付けています。(ただし、この登録は契約を約束するものではありません。)申請書は、総務課に備えてあります。

### 対象

町内に主たる事業所を置き、指名競争入札参加資格申請をしていない業者

総務課管財係内 2225

## 18年度のごみ収集量 および資源化量を公表

収集量は増加傾向に

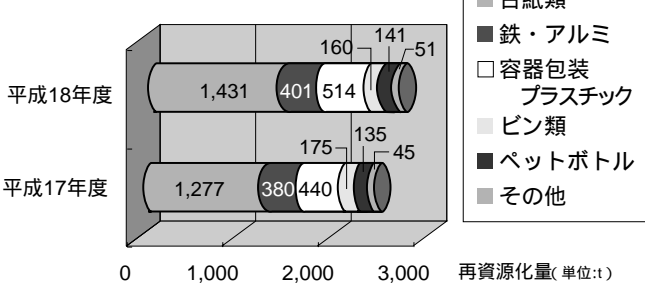
平成18年度に町で収集したごみの量は下図のとおりとなりました。

前年と比べると総量では5.5%の増となり、年間1世帯あたりに換算したごみの収集量は962kg、前年度比では0.7%増、住民1人あたりに換算すると351kgで、同2.0%増となっています。

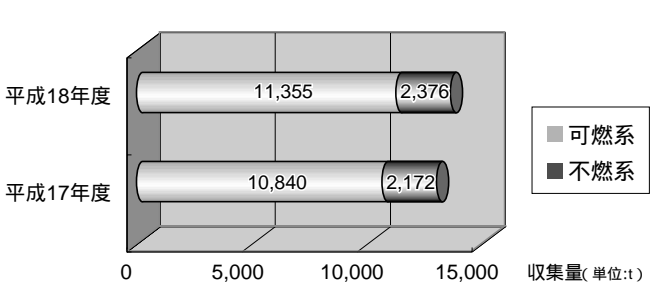
クリーンセンターでは、収集したごみを衛生的に焼却、破碎処理を行い、引き続き施設の燃焼管理など適正な運転管理に努めています。ごみの減量化を図り、快適な暮らしを維持するためには、みなさん一人ひとりの小さな積み重ねも大切です。

ごみは混ぜてしまうと、ただのごみとなってしまいますが、次の点に注意して、適正に分別をすることで資源物として取り扱うことができ、一人ひとりが意識して、ごみの減量化にぜひ協力ください。

ごみの再資源化量



町のごみ収集量



## 行政相談委員に

有利 道子氏(再任)

風間 昭彦氏(新任)

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、町民からの行政に関する相談に応じます。

町では、行政相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

☎ 住民相談室 内2191

## ごみの分別にご協力を!

### 《プラスチック類》

平成18年度に町で収集した可燃ごみのうち、その中に混入していたプラスチック類の割合は14.8%でした。プラスチック類を焼却すると、二酸化炭素を大量に排出し、地球温暖化の原因となります。可燃ごみの中には、プラスチックごみを混入しないよう、日ごろからごみの分別を徹底しましょう。

♻️のマークのついているプラスチック類は、容器包装プラスチックの日にしてください。

## フロン類回収にご協力を

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコン等の業務用冷凍空調機器に使われているフロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、機器の廃棄時等には知事登録業者への回収委託が必要です。

適切なフロン類の回収を行うため、本年10月から、関係者の役割や回収手続きを明確化した改正法が施行されますので、ご協力をお願いします。

☎ 埼玉県環境部青空再生課

☎ 830-2986

または、

埼玉県中央環境管理事務所

☎ 822-5199

それ以外のプラスチック類は、不燃ごみの日に出してください。

### 《ガラス製のほ乳ビン等》



ガラス製のほ乳ビンやコーヒースイホン、耐熱鍋などの耐熱ガラス(ほうけい酸ガラス)は、一般のガラス(ソーダ石灰ガラス)と異なり、町ではリサイクル(再商品化)できません。不燃ごみの日に出してください。

また、ビン類を出すときは、軽く水洗いし、キャップ類は取り外してください。

### 《古着・古布類》

古着・古布類は、雨に濡れてしまうと臭いやかびが発生し、再利用できなくなってしまう。雨が降っている日や、降りそうな場合は、次回の集収日に持ち

越して出してください。  
☎ 環境対策課廃棄物対策 内2252

分別区分	透明ビン	色付きビン	不燃ごみ
収集回数	月1回	月1回	月2回(原則)
出せるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明なビン</li> </ul>  <p>めんつゆのビン・インスタントコーヒーのビン・ジュースのビン等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色の付いているビン</li> </ul>  <p>ドリンク剤・酒・ワイン等のビン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐熱ガラス</li> </ul>  <p>乳白色ガラスビン・耐熱ガラス(ガラス製のほ乳ビン・コーヒースイホン)</p>